

平成 19 年 (行ウ) 第 474 号

原 告 疋 田 哲 也

被 告 東 京 都

### 答 弁 書

平成 19 年 8 月 27 日

東京地方裁判所民事第 11 部い行係 御中

被告東京都 (代表者兼処分行政庁東京都教育委員会)

訴訟代理人 弁 護 士 松 崎



同指定代理人 矢 崎 善



同 波 多 尚



#### 第 1 . 請求の趣旨に対する答弁

- 1 . 原告の請求を棄却する。
  - 2 . 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

#### 第 2 . 請求の原因に対する認否

##### 1 . 同 1 「はじめに」について

- (1) 原告の本項の主張のうち、本件が教育公務員である原告の地方公務員法 28 条 1 項により行われた分限免職処分の違法性を問う訴訟であること、最高裁

昭和48年9月14日判決（民集27巻8号925頁。広島県小学校長分限降任事件。）がほぼ原告主張のとおり判示していること、最高裁平成16年3月25日判決（判例時報1871号22頁。大曲郵便局分限免職事件。）が存在することは認めるが、本件処分が判例の基準を満たしておらず、違法な処分というべきである、との主張は否認ないし争う。

(2) 原告は、教育公務員であり、「生徒の教育をつかさどる」（学校教育法40条、28条1項6号）立場（職）にあるのであり、後に述べる「第3.2」の(1)「私物等の件」だけでも、「当該職に要求される一般的な適格性の要件との関連において」判断した場合、地方公務員法28条1項3号が規定する「その職に必要な適格性を欠く場合」に該当することは明らかであるし、いわんや後に述べる「第3.2」の(6)「確認書の件」からしても、「その職に必要な適格性を欠く場合」に該当することは明らかである。

(3) なお原告が引用する最高裁昭和48年9月14日判決は、その判示から明らかなおとおり、あくまで小学校長を教諭に降任した事案であり、原告が引用する「免職の場合における適格性の有無の判断については、特に厳密、慎重であることが要求される」との判示部分は、判例分析の立場からすれば、いわゆる傍論であるし、最高裁平成16年3月25日判決は、分限免職の事案であるが、最高裁昭和48年9月14日判決の上記判示部分はこれを引用していないことを付言する。

## 2. 同2「原告の経歴・教育活動歴」について

(1) 原告の本項の主張のうち、原告が昭和55年4月1日東京都公立学校教員（担当教科、理科）として採用され、

ア、昭和55年4月1日 練馬区立中村中学校

- イ. 昭和 63 年 4 月 1 日 東久留米市立西中学校
- ウ. 平成 10 年 4 月 1 日 小平市立小平第五中学校 (以下「小平第五中学校」という。)

に着任したことは認め、原告が体育系活動としてソフトテニス部の顧問であったこと、原告が理科の授業において、ギターで歌うことを行っていたこと及び原告がいわゆる性教育で種々の活動を行っていたことは特段争わないが、その余の原告主張の詳細については不知。

- (2) なお原告は本項において、第 2 理科室及び第 2 理科準備室にあった私物(男性用雑誌) (乙 4 参照) について、性教育のための資料(教材)であるかの如き主張をなしているが、上記男性用雑誌が教室に放置されていた状況等を考えれば、教材などというものでは決してないことを付言する。

### 3. 同 3「原告と、生徒・保護者・学校関係者(校長・同僚等)との関係」について

- (1) 原告の本項での主張のうち、平成 14 年 4 月 1 日、澤川校長が小平第五中学校に着任するまで、生徒・保護者は勿論のこと、校長・教頭、同僚教職員との関係が良好であった、との主張は否認ないし争う。
- (2) ちなみに、被告都教委で確認出来るものとして、澤川校長が平成 14 年 4 月 1 日に小平第五中学校へ着任する以前の平成 11 年度には、原告が理科の授業において使用した教材が不適切なものであるとして問題が生じており、小平市教委は原告に指導をなしている事実が存在することを付言する。

### 4. 同 4「澤川校長の五中への赴任と五中の教育現場の困難」について

- (1) 原告の本項での主張のうち、澤川校長が校長として不適格であり、教職員

間の密告を奨励していたとの主張等は否認ないし争う。

- (2) 澤川校長は、公立中学校として当然守られるべき学習環境の整備及び教職員の服務規律を正すべく行動しているのであり、決して校長として不適格であったわけではないし、密告を奨励したわけではない。
  - (3) なお、後記に述べる「私物等の件」が典型例であるが、澤川校長着任前の古賀校長らも、原告による私物の搬入が学習環境の点から問題であるとの認識を持っており、原告の私物の搬入を積極的に認めていたわけではないことを付言するとともに、澤川校長としては、学習環境の整備という当然のことを行うべく原告に対応しているのであり、原告から非難されるいわれは全くないことを付言する。
5. 同5「澤川氏による、原告に対する圧力・パワーハラスメント（「職務命令」なるものの異常さ）特に、自動車通勤問題」について
- (1) 原告の本項での主張のうち、原告の自宅から小平第五中学校までの公共交通機関での通勤時間が約2時間という長時間を要するものであることは否認し、原告の自動車通勤が有益なものであり、認められるべきものであったとの主張は否認ないし争う。
  - (2) 原告の自宅から小平第五中学校までの公共交通機関での通勤時間は、徒歩時間等に余裕をみても約70分程度（乙30の1ないし5）のものであり、通勤時間の点からすれば、原告に自動車通勤を認めなければならない事情は存在しなかったものであるし、澤川校長は、原告の父親の病気等のことを考慮し、平成15年5月には自動車通勤を認めているのであり、原告から非難されるいわれはないことを付言する。

## 6. 同6「いわゆる「私物の件」」について

- (1) 原告の本項での主張のうち、原告が大量の私物を小平第五中学校に搬入したことは認めるが、上記原告の私物の搬入が非難されるべき筋合いのものではない、との主張は否認ないし争う。
- (2) 原告が小平第五中学校に搬入した私物は、段ボール箱にして約200個というまさに大量のものであり、公立中学校の学習環境の整備という点からしても放置できないものであることは明らかであるし、原告は澤川校長から整理・撤去するよう指導を受けていたにもかかわらず、平成16年2月に至るまでこれに応じなかったのであり、原告の教育公務員としての適格性欠如の徴表事実であることは明らかであり、分限処分事由となることは明らかである。
- (3) なお原告は、上記私物について、授業において使用するもの（教材）であるかの如き主張をなしているが、「男性用雑誌」（乙4）が典型例であるが、原告の主張の失当たることは明らかであることを付言する。

## 7. 同7「体罰・「確認書」の件について」について

- (1) 原告の本項での主張のうち、原告が、平成15年3月に生徒Aに対し、平成15年5月に生徒Bに対し体罰を加えていることは認めるが、生徒B及びその保護者に対する「確認書」の作成依頼が「自らの教職員としての活動を守るために止むを得ない防衛手段」としてなされたものであり、「隠蔽工作」ではない等の主張は否認ないし争う。
- (2) 原告は、真実には平成15年5月に生徒Bに体罰を加えているにもかかわらず、当初はこれを否認したうえ、生徒B及びその保護者に対し、「私生徒Bは、

平成15年5月5日の山中湖村でのソフトテニス大会で、足田教諭から体罰、暴力を受けていません。またそのような報告をしていません。」と記載された「確認書」(乙2)に署名するよう求めているのであり、教育公務員として、まさにあるまじき行為をなしているのである。

- (3) なお原告は、本項において、体罰の件は分限事由ではなく、懲戒事由である旨を主張しているが、体罰の事実のみならず、「確認書」の件を考えれば、まさに原告の教育公務員としての不適格性を徴表する事実であることは明らかであり、原告の主張の失当たることは明らかであることを付言する。

#### 8. 同8「分限の手続違反」について

- (1) 原告の本項での主張のうち、地教行法38条1項が「都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまつて、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。」と規定し、市町村教委の内申を受けなければならない旨を規定していることは認めるが、本件分限免職処分は、小平市教委の想定外の処分であり、違法であることは明白である、との主張は否認ないし争う。
- (2) 地教行法38条1項は、上記に述べたとおり、市町村教委の「内申をまつて」進退を行うものと規定しているのであり、上記「まつて」の意味については、「内申のないのに行うことは違法とされるが、内申のとおりにはやらなければならないものではない。内申の内容には必ずしも拘束されない。」(第三次新訂、逐条解説地方教育行政の組織及び運営に関する法律284頁)とされているのであり、原告の主張の失当たることは明らかであることを付言する。

#### 9. 同9「分限免職処分と人事委員会による審理の経緯」について

東京都人事委員会の裁決が原告代理人福島へ送達された日については、不知

その余は概ね認める。

なお、東京都人事委員会の裁決が出されたのは、正確には、平成 19 年 1 月 26 日である。

#### 10. 同 10「総括」について

(1) 全て否認ないし争う。

(2) 原告は教育公務員であり、すでに述べたとおり、「生徒の教育をつかさどる」職にあつたのであり、原告の後記に述べる(1)ないし(8)の行為を有機的に評価し、「当該職に要求される一般的な適格性の要件との関連において」判断すれば、原告が教育公務員としての適格性を欠く者であることは明らかである。

### 第 3. 被告都教委の主張

1. 被告都教委は、平成 16 年 2 月 23 日、原告については地方公務員法 28 条 1 項 3 号が規定する「その職に必要な適格性を欠く場合」に該当するとして分限免職処分をなしているのであるが、被告都教委が本件分限免職処分をなした理由は、処分説明書記載のとおり、(1)私物等の件、(2)自動車通勤の件、(3)平成 15 年 3 月の生徒 A に対する体罰の件、(4)平成 15 年 5 月の生徒 B に対する体罰の件、(5)澤川校長による事情聴取拒否の件、(6)上記生徒 B に対する「確認書」の件、(7)小平市教委、都教委による事情聴取の際の虚偽発言の件であり、その他にも原告の教育公務員としての適格性欠如を徴表する事実 ((8)) も存在するので、以下主張する。

なお、処分説明書上は、上記(5)は上記(6)のあとに記載されているが、時系列としては上記(5)は上記(6)に先行しているので、以下、上記順序で主張することとする。

## 2. すなわち、

原告は、昭和 55 年 4 月 1 日、東京都公立学校教員（担当教科、理科）として採用され、平成 10 年 4 月 1 日付けをもって、東久留米市立西中学校（以下「西中学校」という。）から小平第五中学校に異動したものであるが、

### (1) 私物等の件について

- ① 原告は、西中学校から小平第五中学校への異動に当たり、平成 10 年 4 月上旬ころ、西中学校にあった原告の私物（なお一部には、西中学校の備品とも思料されるものもあったので、以下「私物等」という。）を 2 トントラック 2 台を用いて小平第五中学校に搬入した（乙 10、乙 24 及び証人〇〇〇の証言（甲 79）13 以下参照）。
- ② 原告が平成 10 年 4 月上旬ころに搬入した私物等の量は、ダンボール箱にして 200 個程度であり（証人〇〇〇の証言 25 以下参照）、原告は、平成 10 年 4 月当初は、上記私物等を、主として第 2 理科室、第 2 理科準備室に搬入したのであり、その後、原告が搬入したものも含め、平成 14 年 4 月当時は、原告の私物等は、第 2 理科室、第 2 理科準備室のみならず、第 1 理科室、第 1 理科準備室等にも放置されていたのである（乙 24 添付「私物一覧」及び同「写真」参照）。
- ③ 平成 14 年 4 月 1 日付けをもって、澤川菊雄（以下「澤川校長」という。）、岡崎美昭（以下「岡崎教頭」という。）は、それぞれ校長、教頭として小平第五中学校に着任したのであるが、澤川校長、岡崎教頭は着任早々、校内をまわり、理科室、理科準備室等に、原告の私物等が放置されていることを現認し、上記原告による私物等の放置は、学習環境の観点からすれば到底放置出来ないものと判断し、4 月 10 日の職員会議において、学習環境の整備について話をするとともに、平成 14 年 4 月 30 日には、校長室において、原告に対し、「5 月の連休を利用して校外に搬出してほしい」旨を話し、私物等の撤去を指示（指導）したのである（乙 10 及び証人澤川の証言（甲

77)5 以下参照)。

- ④ 原告は、澤川校長の上記指示に従わなかったため、澤川校長は、5月7日、5月20日、9月5日、10月(但し、日時は不詳)、翌平成15年3月4日、5月29日、9月30日(処分理由書及び乙10、4頁末行には、「9月18日(木)」と記載されているが、澤川証人の証言23にあるとおり、正確には「9月30日(火)」である。)にも私物等の搬出方を原告に指示したのであるが、原告は澤川校長の上記指示に従わず、私物等の搬出をなさなかったためである(乙10等参照)。
- ⑤ その後、原告はB生徒に対する平成15年5月5日の体罰をめぐる一連の問題行動(乙26から明らかなおと、平成15年9月3日には新聞報道されている。)を理由に、平成15年10月6日から校外での研修を命じられたのであるが、澤川校長は、私物等の件を放置することは出来ないものと考え、平成15年12月16日午後1時ころ、小平市立大沼公民館において、ア、第1、第2理科室、第1、第2理科準備室および暗室にある私物については、平成15年12月26日から翌16年1月5日までの間に搬出すること。  
イ、その他の場所の私物は、平成16年2月29日までに搬出すること。  
ウ、職員室の私物は、年度末(平成16年3月末日)までに搬出すること。  
という職務命令を文書(乙3)で発出したのであるが、原告は、上記職務命令のうち、「ア」については、平成16年1月5日ころまでに一部はこれを搬出したものの、職務命令には完全には従わず、第2理科室等には多量の私物等が残された状況であった(証人澤川の証言38以下参照)。
- ⑥ 原告は、平成16年2月22日の日曜日に、トラックを使用して私物等の搬出を行ったのであるが、スピーカーやアンプ等についてはこれを搬出なかったためであり、平成16年5月27日時点でも、スピーカーやアンプ等は、小平第五中学校の第2理科準備室に放置されていたのである(乙1参

照)。

- ⑦ 平成15年12月当時の私物等の量は、ダンボール箱で200個以上であり、公立学校教員が、ダンボール箱200個以上の私物等を学校に搬入すること自身、前代未聞の異常な出来事であり、教育公務員としてあるまじき行為といわなければならないことは明らかであるのみならず、校長から再三にわたり、搬出を指示されていたにもかかわらず、搬出しなかったことも教育者としてあるまじき行為であることは明らかであり、私物等の搬入は、そもそも原告が平成10年4月に、西中学校から小平第五中学校へ着任するに当たり、2トントラック2台を使用して搬入していることから明らかなとおり、一過性の偶発的な出来事では決してないし、澤川校長は、平成15年9月4日の職員会議の席上、「理科室及び理科準備室にいやらしい雑誌がある。」旨の匿名電話があったので注意してほしい、と伝えたのに対し、原告は、「匿名電話は気に入らない。これはテロだ。このような外部からのテロを防ぐのが管理職の仕事だ。」と発言している(乙10、4頁、8行目)のである。
- ⑧ なお、原告が第2理科室及び第2理科準備室に放置していた私物等の中には、乙4の写真にあるとおり、いわゆる成人雑誌(男性用雑誌)も含まれていたし、第2理科室は、生徒が授業で使用する教室であり、教室内に上記成人雑誌を放置すること(なお、上記成人雑誌は、仮にダンボール箱の中に入っていたとしても、教室内にある以上、生徒がダンボール箱を開けることは容易である。)など教育公務員としてなしてはならないものであることは明らかであるし、原告は、上記私物等について、授業(及び部活動)で使用するものであった旨を主張するようであるが、ダンボール箱200個以上の私物等を授業で使用する事などあり得ざる事なのである。

(2) 自動車通勤の件について

① 平成14年4月1日当時、小平第五中学校には、校長、教頭を除き、27名の教員が在籍しており、そのうち6名の教員が自動車通勤をしていたのであり、原告を除く5名の教員については、前任校長の時代に「自動車による通勤届」が出されていたものである(乙11、乙14及び証人澤川の証言51以下参照)。

なお原告については、平成12年3月21日付けをもって、公共交通機関を利用する旨の通勤届が出されていたのである(乙22添付平成12年3月21日付け「通勤届」参照)。

② 澤川校長は、着任早々の春季休業中、原告が自動車通勤していることを現認しており、平成14年5月末ころには、原告については、上記に述べたとおり、公共交通機関を利用する旨の通勤届が出されていることを確認していた(乙14参照)。

③ そこで、澤川校長は、岡崎教頭に原告の自動車通勤の事実を確認すべく記録(及び写真の撮影)を命じるとともに、自らも撮影した分も含め、原告は平成14年6月17日から平成15年3月26日までの間において、約150日間通勤届とは異なる自動車通勤を行っている事実を確認した(乙11参照)。

④ 澤川校長は、原告の自動車通勤問題については、少なくとも、①平成14年8月5日、②同年9月20日、③同年10月23日、④同年10月25日の4回にわたり、原告に対し、口頭及び文書をもって是正を命じているのであるが、原告は、校長の是正命令に従わず、自動車通勤を続けたのである(乙11参照)。

⑤ なお、平成14年9月20日には、校長室において、澤川校長は原告に対し、「車通勤自体が認められていないから乗ってきてはいけない」旨を職務命令として文書で発出しようとしたのであるが、原告は「ふざけんじゃねえ、やめろ、おれは知らないぞ」と言って校長室を出てしまったのみならず、澤川校長が職員室に戻っていた原告に対し、職務命令を発出しよう

としたことに対し、原告は自らの耳をふさいで職員室の中を逃げ回り、澤川校長が原告の机の上に職務命令書を置いたことに対し、原告は「いやだ、知らない。勝手に置くんじゃない」と言うとともに、原告の机の上に置かれていた職務命令を破って丸めたうえ、岡崎教頭の胸ポケットに押しこむ等の行為をなしている(乙 11、3 頁以下参照)し、平成 14 年 10 月 15 日には、澤川校長がボラロイドカメラで撮影した写真を見せながら、自動車通勤はいけないと指導したところ、原告は、「肖像権のこともあるしこれは犯罪だ、隠し撮りみたいなことは止めなさい。」と言って、写真を取り上げ両手で丸めてぐしゃぐしゃにし、さらに、職員室から廊下に出て大声で、「おーい、校長がこんな写真を撮っているんだぜ。」と言って生徒に写真を見せる行為をなしている(乙 11、5 頁参照)のである。

- ⑥ 澤川校長としては、原告については、通勤届と異なる自動車通勤をすること自体、サービスの厳正という観点からすれば問題であると判断していたものであるし、「小平市立学校教職員服務規程」(平成 12 年小平市教委訓令第 4 号。乙 5 の 3。)第 11 条は「教職員は、徒歩又は自転車若しくは公共交通機関により通勤するものとする。」と規定されていることから明らかなどおり、交通事故の可能性等からすれば、職員の通勤については、「公共交通機関」によることが原則であるとの立場から原告に対応したのであり、自動車通勤の件については、上記⑤に記載した事実を含め、原告の行為は教育公務員としてはあるまじき行為といわざるを得ないのである。

(3) 平成 15 年 3 月 1 日のソフトテニス部の生徒 A に対する体罰の件について

- ① 原告は、小平第五中学校のソフトテニス部顧問であったのであるが、平成 15 年 3 月 1 日午後 0 時 30 分ころ、第 1 理科室で、生徒 A が缶ジュースを持っていることに気がつき、右手のこぶしで生徒 A の左ほおを 3 回ほど殴り、続いて、生徒 A を足払いにして床に倒し、靴(内履き)のまま、生

徒Aの顔の右側を1分程度踏みつけるという体罰を行ったのである(乙9参照)。

- ② 本件については、平成15年9月3日に、マスコミ(新聞。乙26の1ないし4参照。)が生徒Bに対する平成15年5月5日の体罰をめぐる一連の問題を報道したことを契機として明確になったものであり(P T A役員会代表が小平第五中学校及び小平市教委に提出した「要望書」(乙27)に原告の問題行動として、最初に記載されていたものである。)、原告が生徒Aの左ほおを殴ったか否かはともかくとして、足払いして床に倒し、靴(内履き)のまま、生徒Aの顔を踏みつけるという原告の行為が決して許されざるものであることは明らかである。

(4) 平成15年5月5日の生徒Bに対する体罰の件について

- ① 原告は、平成15年5月3日から5月5日にかけて、山梨県南都留郡山中湖村で開催されたワールドジュニアソフトテニス選手権 第2回春季大会に参加すべく、小平第五中学校のソフトテニス部の男子14名、女子4名を引率していた。
- ② 平成15年5月5日午前8時30分ころ、生徒B、生徒Dのペアは、団体戦に出場したが、3対4で試合に負けてしまった。
- ③ 原告は、同日午前9時45分ころ、テニスコートサイドにおいて、試合に負けた生徒Bの両ほおを両手の平手で10回以上たたくとともに、「俺だって、寝ていなくても、こんなに足が上がるんだ」といって、右足を生徒Bの頭上で振り回し、生徒Bの左肩にあてるとともに、「ストレッチをしていけば足はこんなに動くんだ」と言い、生徒Bの両足の間に足を入れ、肩を2回ほど押し、「ストレッチはこうするんだ」と言ったうえ、右足で生徒Bの右足を蹴る体罰を行った(以下、乙7及び乙21、4枚目参照)。

## (5) 澤川校長による事情聴取の件について

① 原告は、上記に述べたとおり、平成 15 年 5 月 5 日午前 9 時 45 分ころ、山中湖村で開催されたワールドジュニアソフトテニス選手権 第 2 回春季大会において、生徒 B に体罰を行っていたのである。

② 生徒 B の保護者（父親）は、生徒 B から上記体罰の話を知り、翌 5 月 6 日午後 6 時 30 分ころ、生徒 B とともに小平第五中学校に来校し、原告が生徒 B に対し体罰を行ったことについて原告から話を聞くことにした。

原告は、生徒 B の保護者の質問に対し、「はい、殴りました。殴った理由はない。分からない。理由が見つかったら後で知らせます。」と答えるとともに、「殴ったことは申し訳ない。」と一応謝罪をなしていたのである（乙 19、3 頁参照）。

③ 澤川校長は、上記 5 月 6 日午後 6 時 30 分ころ、小平第五中学校において、原告が誰かと大声で話しているのを聞いていたし、5 月 8 日の朝、岡崎教頭から、前日（5 月 7 日）の教頭会において、原告が生徒 B に対し体罰を行ったとの話があった旨を聞き、同日朝、生徒 B の保護者に電話して、原告が 5 月 5 日に、生徒 B に対し体罰を行った旨の話を聞いたのである。（証人澤川の証言 116 以下参照）。

④ そこで澤川校長は、同日午後 1 時 10 分ころ、校長室において、原告から上記 5 月 5 日の体罰の件について話を聞いたのであるが、澤川校長の「生徒を叩くという行為はなかったんですか」との質問に対し、原告は「あるわけがない」と答え全面的に否定したのである（乙 7 参照）。

澤川校長は、原告が事実を全面的に否定したことから、同日夕方、生徒 B 宅へ出向いて生徒 B の保護者から直接話を聞いて、原告が生徒 B に体罰を加えたとの心証を得るとともに、生徒 B の保護者に謝罪をなしたのである（証人澤川の証言 130 以下参照）。

⑤ その後、岡崎教頭は原告に対し、「校長の質問にノーコメントのままでは

自分の状況を説明する機会を失ってしまうがこのままでいいのか」等話をしたのであるが、原告の答えは「かまわない」というものであった(乙7参照)。

- ⑥ 澤川校長としては、原告の生徒Bに対する体罰について、体罰が存在したとの心証は得ていたものの、原告から直接事実を確認する必要があると判断し、①平成15年5月16日午前8時40分ころ、②5月19日(月)午前10時45分ころ、③同日午後1時25分ころ、④5月27日午後1時ころの4回にわたり、いずれも5月5日の件について事情を聞きたいので、校長室に来るようにとの職務命令を発出したのであるが、原告は校長室には来なかったのである(乙7参照)。
- ⑦ 澤川校長は、上記に述べたとおり、平成15年5月5日の生徒Bに対する体罰について、原告から事実の確認を行うべく職務命令を発出しているのであるが、例えば、平成15年5月19日(月)午前10時45分の職務命令については、原告は校長室に来ることを「お断りします」といって明確に拒否するとともに、「読みましたね、紙を下さい」といって、澤川校長が読み上げた職務命令の下書きを要求するとともに、「大体テニス大会などなかった」と言っ、澤川校長が「ソフトテニス大会」と表現したことのあげ足とりさえ行っているのである(乙7及び証人澤川の証言194以下参照)。

(6) 確認書(乙2)の件について

- ① 澤川校長は、生徒B及び生徒Bの保護者から話を聞いているのであり、原告が体罰の存在自体を否定しているものの、心証としては体罰があったものと判断し、平成15年5月30日に小平市教委に対し、事故報告を提出した(乙7、14頁参照)。
- ② 小平市教委は、澤川校長から事故報告の提出を受け、平成15年6月20日に原告から事情聴取を行うことにして、平成15年6月16日頃、澤川校

長を通して、その旨を原告に連絡した(乙7、14頁及び乙20、10頁)。

- ③ 原告は、平成15年6月20日に小平市教委から事情聴取を受けることになっていることから、6月18日午後4時ころ、「私生徒Bは、平成15年5月5日の山中湖村でのソフトテニス大会で、疋田教諭から体罰、暴力を受けていません。また、そのような報告をしていません。」と記載し、日付を平成15年6月19日とする「確認書」と題する書面(乙2)を作成し、生徒Bに対し、「これは弁護士に相談してこういうふうにしなさいといわれたのだけど、これを自分の手で書くなりワープロで打つなりして、出してもらいたい」「これを出してくれれば、聴き取りのときは体罰はなかったということにできる。できれば、是非書いてほしい」といって手渡した(乙7、11頁以下参照)。
- ④ 生徒Bは帰宅後、上記確認書の件を保護者に話したのであるが、生徒Bの保護者は憤慨するとともに、午後5時頃、澤川校長に対し、電話で、上記確認書について、「書くつもりはないし、子供に書かせるつもりもない。」旨を伝えた(乙7、14頁及び証人澤川の証言141以下参照)。
- ⑤ その後、生徒Bの保護者は、午後6時30分頃、原告に対し、電話で、上記確認書について、「これは何ですか。うちはこれについては書きません。生徒Bも書く気はありません。」と伝えたのであるが、原告は、生徒Bの保護者に対し、「教育委員会から問合せがあるかもしれないが、そのときには、体罰ではなく強い指導だといってほしい」とさえ伝えた(迫った)のである(乙7、12頁及び乙19、5頁参照)。
- ⑥ 原告は、平成15年6月20日に小平市教委から事情聴取が行われることを踏まえ、平成15年5月5日の生徒Bに対する体罰がなかったことにすべく、まさに隠蔽工作をなしているのであり、しかも、上記に述べたとおり、原告は、生徒Bの保護者に対し、「教育委員会から問合せがあるかもしれないが、そのときは、体罰でなく強い指導だといってほしい」と伝えている

のであり、自己が生徒Bに対し行ったことが「体罰」であり、教育公務員として到底許されざるもの（学校教育法11条但書参照）であることを充分認識しながら隠蔽工作を行っているのであり、これまた教育公務員としてあるまじき行為といわなければならないものである。

(7) 小平市教委及び被告都教委の事情聴取の件について

- ① 上記に述べたとおり、平成15年6月18日午後6時30分ころの原告と生徒Bの保護者とのやりとりのみからしても、原告が平成15年5月5日、生徒Bに対する体罰が教育公務員として許されざるものであることを認識していたことは全く明らかなのである。

乙19、5頁において、生徒Bの保護者は、確認書（乙2）に関し、原告から「教育委員会等から呼ばれたら、体罰ではなく、強い指導があったと認識していると答えてほしい。」といわれた旨を明確に述べているのであり、原告の隠蔽工作はまさに悪質なものといわざるを得ないのである。

- ② にもかかわらず、原告は平成15年6月20日の小平市教委からの事情聴取に当たり、体罰の存在そのものを否定したのである（証人澤川の証言154参照）。

- ③ さらに原告は、平成15年8月27日の被告都教委からの事情聴取に当たり、被告都教委の「報告書では、あなたが平成15年5月5日（月）に体罰を行ったとされていますが、あなたは、体罰を行ったのですか。」との質問に対し、「行っていません。一切行っていません。」と答えているのであり、まさに虚偽の発言を行っている（乙20、2枚目参照）のみならず、被告都教委の「あなたは、今回の服務事故について、どのように反省しましたか。また、その責任について、どのように考えていますか。」との質問に対し、「内容をよく調べて報告をしていただきたい。」とさえ答えている（乙20、13枚目参照）のである。

- ④ なお、上記平成 15 年 8 月 27 日の被告都教委による事情聴取の際、原告が全くの虚偽の発言をなしたものであることは、確認書に関する平成 15 年 6 月 18 日午後 6 時 30 分ころの原告と生徒 B の保護者との上記やりとりから明らかであるのみならず、平成 15 年 12 月 24 日の被告都教委による事情聴取の際に、「完全に虚偽です。」と発言していることから十分裏付けられるものである（乙 21 参照）。
- ⑤ 結局、原告は、小平市教委及び被告都教委の事情聴取において、教育公務員として到底許されざる言動をなしていたのである。

(8) その他について

原告については、上記処分説明書に記載された事実の他にも、たとえば、①体罰に関しては、平成 14 年 8 月下旬の午後 1 時ころ、及び同年 10 月 12 日（ないし 13 日）午後 3 時ころ、生徒 F 及び G に対する体罰が存在する（乙 12。なお、原告自身、記憶はあいまいなもの、上記体罰の存在自体はこれを認めている。）し、②原告の異常な行動という意味では、「五中 PTA 広報誌 緑の木立」において、自己紹介をするに当たり、自己の名前を「疋田 Johnny 入口屋卯兵衛 X Ⅲ 哲也先生」と記載し、岡崎教頭らから正式名を記載するよう求められたにもかかわらず、上記の名前に固執したという事実（乙 25。証人澤川の証言 216。）も存在するのである。

3. 以上述べたとおり、原告は平成 14 年 4 月から教育公務員としてあるまじき行為を重ねていたのであり、原告の上記行為を相互に有機的に関連付けて評価すれば、原告には、簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、性格が存在しており、地公法 28 条 1 項 3 号が規定する「その職に必要な適格性を欠く場合」に該当することは明らかである。

4. 結局、原告は教育公務員としての適格性を欠くのであり、本件分限免職処分が適切、妥当なものであることは明らかである。